

青森県報

第百三十七号

令和二年
三月二十七日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 救急病院の設置……………(医療事務課) ……四
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……四
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……四
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……五
- 介護保険法による介護老人福祉施設の指定……………(同) ……五
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……五

○保安林の指定解除予定……………(林政課) ……五

○保安林の指定施業要件の変更……………(同) ……六

○右 同……………(同) ……六

○都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……六

公 告

○都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……七

公 安 委 員 会

○青森県警察国有物品管理規則……………(会計課) ……七

告

示

青森県告示第二百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	居宅介護支援事業所	
有 限 公 司	有 限 公 司	主たる事務所所在地	居宅介護支援事業所	令和二年三月二十七日
ポ ー ル ハ ー ル	ポ ー ル ハ ー ル	名 称	居宅介護支援事業所	令和二年三月二十七日
東 田 四 四 の 六	東 田 四 四 の 六	所 在 地	居宅介護支援事業所	令和二年三月二十七日
平 川 市 柏 木 町 東 四 四 の 六	平 川 市 柏 木 町 東 四 四 の 六	所 在 地	居宅介護支援事業所	令和二年三月二十七日
竹 村 生 活 相 談 所	竹 村 生 活 相 談 所	所 在 地	居宅介護支援事業所	令和二年三月二十七日
平 川 市 新 館 藤 巻 一 四 の 一	平 川 市 新 館 藤 巻 一 四 の 一	所 在 地	居宅介護支援事業所	令和二年三月二十七日

青森県告示第百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	アースサポート株式会社
	主たる事務所の所在地	東京都渋谷区本町一丁目四の四
居宅介護支援事業所	名 称	アースサポート弘前
	所在地	弘前市大字小比内四丁目五の五
休止年月日	令和二年三月二十八日	

青森県告示第百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	山崎 尚之
	主たる事務所の所在地	青森市千刈一丁目一七の四
居宅介護事業所	名 称	篠田 泰
	所在地	十和田市穂並町五の三八
廃止年月日	令和二年三月二十八日	

青森県告示第百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社ワカバ	株式会社阪神調剤薬局	株式会社スライヴ	株式会社スライヴ
黒石市一番町一八五	東京都港区虎ノ門一丁目一の二	北津軽郡板柳町大字横沢六宮元一四六の六	八戸市下長四丁目五の一九
〃	〃	福祉用具貸与	〃
ワカバ調剤薬局弘前大町店	つがる薬局店	株式会社スライヴ	柏崎齒科下田センター診療所
弘前市大字大町二丁目一の二	五所川原市市川端町三の四	黒石市大字境松字村井一〇の一	上北郡おいらせ町中野平四のの一
二〇二〇年三月一日	二〇二〇年三月一日	平成二十六年三月三〇日	二〇二〇年三月三十一日

青森県告示第百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	篠田 泰
	主たる事務所の所在地	十和田市穂並町五の三八
介護予防事業所	名 称	柏崎 秀一
	所在地	八戸市下長四丁目五の一九
廃止年月日	令和二年三月二十八日	

株式会社ワカバ	黒石市一番町一八五	〃	ワカバ調剤薬局弘前大町店	弘前市大字大町二丁目一の二	二・三・一
株式会社阪神調剤薬局	東京都港区虎の門一丁目一の二	〃	つがる薬局店	五所川原市字川端町三の四	二・一・三

青森県告示第百三十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変更年月日
		名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者	
有 限 会 社 ボールド ル	平 川 市 柏 木 町 東 田 四 四 の 六	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	和 平 元・二・一
	竹 村 生 活 相 談 所	名 称	所 在 地	
	平 川 市 柏 木 町 東 田 四 四 の 六			
	平 川 市 新 館 藤 卷 一 四 の 一			

青森県告示第百三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

居宅介護事業者	居宅介護事業所の種類	居宅介護事業所		廃止年月日
		名 称	所 在 地	
株式会社ワカバ	〃	ワカバ調剤薬局弘前大町店	弘前市大字大町二丁目一の二	二・三・一
株式会社阪神調剤薬局	〃	つがる薬局店	五所川原市字川端町三の四	二・一・三
篠田 泰	居宅療養管理指導	篠田歯科医院	十和田市穂並町五の三八	令和 元・二・六
柏崎 秀一	〃	柏崎歯科下田シヨツピングセンター診療所	上北郡おいらせ町中野平四〇の一	二・一・三

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

テック調剤薬局橋本店	青森市橋本三丁目一九の七	二・三・三
マエダ調剤薬局富野町店	弘前市大字富野町二の一	二・三・一
ハッピー調剤薬局青森観光通店	青森市緑三丁目一の一の八	二・三・六

青森県告示第二百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所 上北郡七戸町字 舟場向川久保三 〇八	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事 業 所	指 定 年 月 日	
					訪問介護
株式会社 イーケア	三沢市緑町一丁 目二の一〇		イーケア サービス	三沢市緑町一丁 目二の一〇	二・四・一

青森県告示第二百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護老人福祉施設の開設者 名称	主たる事務所の 所在地 上北郡七戸町字 舟場向川久保三 〇八	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人 天寿園会		特別養護老人 ホーム天寿園み ちのかみ	上北郡七戸町字 道ノ上五二の四	令 和 二・三・二

青森県告示第二百四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス 事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所 上北郡七戸町字 舟場向川久保三 〇八	介護予 防サ ビス の種 類	介護予 防サ ビス事業を 行 う 事 業 所	指 定 年 月 日
社会福祉法人 天寿園会				

青森県告示第二百四十五号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

- つがる市富蒔町屏風山一の二〇〇一、一の二〇〇二
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため

青森県告示第二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
青森市大字合子沢字山崎二二六の二・二二七の二・二二七の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、

次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢一〇七二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、つがる都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和二年三月十八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

つがる市

二 都市計画事業の種類

つがる都市計画下水道事業
事業施行期間

平成三年十二月六日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十二年三月十二日青森県告示第百八十八号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十七年三月二十七日青森県告示第百二十二号）の事業地に、つがる市木造若緑の一部の区域を加える。

公 告

都市計画事業の認可

青森都市計画事業の認可について、令和二年三月十日東北地方整備局告示第三十五号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業（三・四・二号西滝新城線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

青森県青森市大字新城字平岡地内

2 使用の部分

なし

公 安 委 員 会

青森県警察国有物品管理規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

青森県公安委員会規則第五号

青森県警察国有物品管理規則

青森県警察国有物品管理規則（昭和三十九年十月青森県公安委員会規則第二号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令（昭和三十九年総理府令第十四号。以下「府令」という。）の規定により青森県警察が無償使用する国有の物品（以下「物品」という。）の適正かつ効率的な管理を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（管理の機関）

第二条 青森県警察本部長（以下「本部長」という。）は、物品を管理するものとする。

（物品出納員及び物品出納員代理）

第三条 青森県警察本部（以下「本部」という。）に物品出納員（以下「出納員」という。）及び物品出納員代理（以下「出納員代理」という。）を置く。

2 出納員は警務部会計課長を、出納員代理は警務部会計課の次長をもって充てる。

3 出納員は、本部長の管理する物品の出納及び保管に関する事務を行うものとする。

4 出納員代理は、出納員が欠けたとき、又は出張、休暇、欠勤等によりその職務を行うことができないときは、前項に規定する出納員の事務を行うものとする。

（物品供用員及び物品供用員代理）

第四条 本部の課、隊、所、警察学校及び警察署（以下「所属」という。）に物品供用員（以下「供用員」という。）及び物品供用員代理（以下「供用員代理」という。）を置く。

2 供用員には所属の長を、供用員代理には所属の次長、副隊長、副所長、副校長又は副署長をもって充てる。

3 供用員は、当該供用員の所属に係る物品の供用に関する事務を行うものとする。

4 供用員代理は、供用員が欠けたとき、又は出張、休暇、欠勤等によりその職務を行うことができないときは、前項に規定する供用員の事務を行うものとする。

（検査）

第五条 本部長は、毎会計年度に一回、検査員を指名して出納員又は供用員の管理する物品の管理状況及び帳簿を検査しなければならない。出納員又は供用員が交替するときその他本部長が必要と認めるときも同様とする。

（準用）

第六条 この規則に定めるもののほか、物品の管理に関する事務の取扱いについては、警察庁物品管理取扱細則（昭和四十年警察庁訓令第十三号）の規定を準用する。

（本部長への委任）

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の青森県警察国有物品管理規則に規定する様式による書面については、当分の間、なお使用することができる。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭